

職員の懲戒処分について

このことに関しまして、下記のとおり、地方公務員法並びに周南市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例に基づき、職員を懲戒処分しましたのでお知らせいたします。

記

1 処分の概要等

対象職員	財政部 事務職員 20代男性
処分発令日	令和6年4月19日
処分内容	停職 3月（令和6年4月20日から令和6年7月19日の間）
処分理由	・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合（地方公務員法第29条第1項第3号） ・信用失墜行為の禁止違反（地方公務員法第33条）
概要	対象職員は、令和6年1月30日（火）12時40分頃、市役所本庁舎内の男性用トイレの個室に入っていた男性職員をドアの上からスマートフォンで撮影した。対象職員は、その場で男性職員に捕まり、人事課職員同行で周南警察署へ行き事情聴取等を受けた。人事課での聞き取りでは、令和5年度以降に同様の行為を5回行い、被害者はすべて職員とのことであった。令和6年3月5日付で周南区検察庁へ書類送検され、令和6年3月29日付で不起訴処分となった。令和6年4月19日付で、地方公務員法に基づき停職3月の懲戒処分とし、同日付依願退職した。

（口頭嚴重注意）

今回の事案に関して、同日付けで財政部長、財政部次長、所属課長に対して、職員の規律・規範意識の向上を徹底するよう嚴重注意しました。

2 市長コメント

従来より、全庁を挙げて、服務規律の徹底、不祥事の防止に取り組んでいる中、このような事案が発生したことは、極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのようなことが起きないように、公務の内外を問わず、公務員としての自覚を強く促すとともに、職員教育の更なる徹底を図り、市民の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

担当部署

周南市総務部人事課 人事研修担当

TEL 0834-22-8253